

タイトル	規定・執筆者紹介
著者	
引用	北海学園大学大学院経営学研究科 研究論集(21)
発行日	2023-03

北海学園大学大学院経営学研究科研究論集に関する規程

(趣旨)

第1条 本大学院経営学研究科は、大学院経営学研究科の研究・教育を助長し、その成果を発表するため、北海学園大学大学院経営学研究科研究論集（以下「経営学研究科論集」という）を発行する。

(発行)

第2条 経営学研究科論集は、毎年1回発行し、発行者は経営学研究科長とする。

(掲載)

第3条 経営学研究科論集は、次の各号に該当するものを掲載する。

一 研究成果

- (1) 博士課程修了者の研究成果
- (2) 博士課程在学者の研究成果
- (3) 修士課程修了者の研究成果
- (4) 修士課程在学者の研究成果
- (5) 研究科研究生の研究成果
- (6) その他編集委員会が適当と認めたもの

二 活動報告

修士論文の題目と要旨、修士論文・博士論文の中間報告、翻訳、資料など

(経営学研究科論集編集委員会)

第4条 経営学研究科論集を編集するため、経営学研究科論集編集委員会を置く。

- 2 編集委員会は、大学院経営学研究科教務委員3名で構成するものとする。
- 3 編集委員会委員長は、委員の互選にもとづいて、研究科長が委嘱する。

(会議)

第5条 編集委員会は、委員長の召集によって開催する。

- 2 編集委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(編集委員会の審議事項)

第6条 編集委員会は、次の事項について審議する。

- 一 発行の形式
- 二 掲載論文の選定
- 三 その他経営学研究科論集の編集に必要な事項

(募集)

第7条 編集委員会は、毎年度1回論文等の募集を行わなければならない。

(著作権)

第8条 論集に掲載された論文などの著作権（著作財産権、Copyright）は、経営学研究科に帰属する。

- 2 ただし、論集に掲載された論文などの執筆者が、この論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経営学研究科は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経営学研究科に対して許可を求める必要はないものとする。

(所管)

第9条 経営学研究科論集に関する所管は、経営学部事務室とする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科

研究論集 第21号

執筆者紹介

保 浦 聡／北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程 令和元年度修了
キンドリルジャパン・テクノロジーサービス株式会社 管理業務マネージャー
北海道情報大学 経営情報学部 非常勤講師

桜 庭 美 和／北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程 令和2年度修了